

医政看発 1224 第 2 号
令和 3 年 12 月 24 日

各経済連携協定（E P A）に基づく
外国人看護師候補者受入れ施設
施 設 長 殿

厚生労働省医政局看護課長



第 111 回看護師国家試験の実施における
新型コロナウイルス感染症対策について

第 111 回看護師国家試験における経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きにつきましては、「第 111 回看護師国家試験における経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きについて」（令和 3 年 10 月 1 日付け医政看発 1001 第 6 号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「実施通知」と記載する。）により貴施設で就労している受験者に対する周知及び御協力方お願いしておりますところ、別途案内することとしておりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、別添の取扱いといたしますので、貴施設で就労している受験者に対し別添により周知いただくようお願いいたします。

なお、受験者に対し受験票と併せて送付する受験者留意事項においては、別添事項に加え、当日の持参品、服装及び新型コロナウイルス感染症対策として受験者に注意いただきたい点などが実施通知別添の「6 試験実施についての留意事項」から追加されていることから、熟読するよう受験者にご案内願います。

だい かいかんごしこつかしけん じっし
第111回看護師国家試験の実施における
しんがた かんせんしょうたいさく
新型コロナウイルス感染症対策について
けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごしこうほしやよう
(経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師候補者用)

- 1 しんがた 新型コロナウイルス感染症に罹患し、にゅういんちゅう 入院中、しゅくはくりょうちゅう 宿泊療養中またはじたく 自宅療養中の受験者は、ほか 他の受験者への感染の恐れがあるため、じゅけん 受験を認めない。
- 2 のうこうせつしよくしゃ 濃厚接触者については、以下の要件を全て満たしている場合にはかんせんたいさく 感染対策を講じた上でじゅけん 受験を認める。
 - ア しよき 初期スクリーニング (じちたいとう 自治体等による とうけんさ PCR 等検査) の結果、けっか 陰性であること
 - イ じゅけんとうじつ 受験当日も むしやうじょう 無症状 であること
 - ウ こうきょう 公共の交通機関を利用せず、かつ、ひと 人が みっしゅう 密集する場所を避けて しけんじょう 試験場に行くこと
 - エ しゅうじつ 終日、べっしつ 別室で じゅけん 受験すること
- 3 かいがい 海外から にほん 日本に入国して じゅけん 受験する場合、ばあい 受験者は ぼうえきたいさく 防疫対策として ようせい 要請される事項に基づき じこう 行動する必要があることから、よゆう 余裕を持って にゅうこく 入国すること。
- 4 しけんじょういりぐち 試験場入口 (原則施設外) にてサーモグラフィカメラによる けんおん 検温を実施し、どいじょう 37.5度以上の者は再度 けんおん 接触型体温計により どいじょう 検温し、ばあい 37.5度以上あった場合は、じんそくこうげんけんさ 迅速抗原検査を実施。抗原検査の結果が けっか 陽性となった場合は、じゅけん 受験を認めない。いんせい 陰性となった場合は、べっしつ 別室で じゅけん 受験すること。
- 5 しけんとうじつ 試験当日に、以下のうち、ひと 一つ以上に がいとう 該当していることを理由に、じゅけん 受験が じゅけんしや できなかった受験者については、しけん 試験日前後 しゅうかん 2 週間における しんだんしょ 診断書の提出等により かくにん 確認のうえ、じゅけんですうりょう 受験手数料を へんかん 返還する。
 - ア しんがた 新型コロナウイルス感染症に罹患し、にゅういんちゅう 入院中、しゅくはくりょうちゅう 宿泊療養中または

じたくりようようちゅう もの
自宅療養中の者

- イ 濃厚接触者であり、2に掲げる要件を満たさない者
ウ 日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者
エ 試験当日に実施した抗原検査の結果が陽性となった者

- 6 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、本取扱いを変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

- 7 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。

- 8 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある。

- 9 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしていることが望ましい。